

幼稚園(新制度移行)・認定こども園(1号認定)利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の**無償化**がスタート。

幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号認定)を利用される方はご確認ください。

1号認定子どものうち、保育を必要としない方

【対象者・利用料】

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウントは、小学3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【無償化の対象となる手続き】

すでに幼稚園に入園し利用されている方については手続きは不要です。

保育を必要とし、預かり保育を利用する方

【対象者・利用料】

- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加えて町から「新2号認定」または「新3号認定」の確認を受けることが必要です。

認定区分	支給要件
新2号認定	「 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども 」で、保育を必要性(保護者ごとに就労等が必要)がある子ども
新3号認定	「 0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども 」で、保育の必要性(保護者ごとに就労等が必要)があり、住民税非課税世帯の子ども

- ◆ 利用日数に応じて、
「新2号認定」は月額11,300円まで
「新3号認定」は月額16,300円まで
の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となる限度額は、「450円×利用日数」と施設への支払金額のどちらか低い方となります。

1号認定+新2号認定の方が20日間預かり保育を利用した場合(例)

- 預かり保育料が1日500円の施設の場合

《保護者が施設へ支払う保育料の金額》

500円×20日(利用日数) = 10,000円・・・(A)

《無償化対象の限度額》

450円×20日(利用日数) = 9,000円・・・(B)

《町から保護者へ支払う無償化対象額》

(A) 10,000円 > (B) 9,000円 ⇒ 低い方 (B) 9,000円

- ◆ 預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払いをお願いします。その後、保護者から園を通じて町に償還払いの申請を行っていただき、内容を審査した後、町から保護者に当該金額の償還払いを行う予定です。

【施設を無償で利用するための手続き】

現行の1号認定に加え、町から新たに「新2号認定」または「新3号認定」を受けるためには、申請書の提出が必要です。

預かり保育の提供が基準未満の園を利用している場合

保育を必要とし、預かり保育を利用したいが、園の預かり保育の提供がない、または預かり提供時間等の一定の基準に満たない場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。

※一定の基準未満：「平日の開所時間が8時間未満」もしくは「年間開所日数200日未満」

※認可外保育施設等：認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※無償化の限度額は、「新2号」は預かり保育の月額上限の11,300円まで、「新3号」は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

問い合わせ先: 中井町 福祉課 子育て支援班

TEL: 0465(81)5548

MAIL: fukushi@town.nakai.kanagawa.jp